

養子縁組里親 (特別養子縁組前提)

預かる期間：特別養子縁組が成立するまで
(こどもとの関係は永続的)

預かり方：マッチング期間あり

預かる対象：特別養子縁組を必要とするこども
(比較的低年齢のこども)

point

基本的に離縁できないため、こどもを受け入れて一生を共に生きる覚悟が求められる。性別や障害の有無など、里親側がこどもを選ぶことはできない。

実家庭



たとえば、こんな人

里親



縁組成立



自立



- 円満な家庭環境(夫婦・親族含め)
- 親子関係が安定するまで、夫婦どちらかが養育にあたることができる
- 夫婦どちらかが概ね45歳くらいまでで、体力があり健康な人(乳幼児が成人するまで養育するため、体力勝負!)
- こども自身がありのままでの自分(生い立ちも含め)を肯定的に受け入れることができるよう「養子であることを隠したい」という考えではない人。